

第7回厚生科学審議会感染症分科会感染症部会

平成17年8月24日（水）

14:00～16:00

厚生労働省 省議室（9F）

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

- 1) 性感染症に関する特定感染症予防指針の改正について
- 2) 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正について
- 3) その他

<資 料>

- 資料1-1 性感染症に関する特定感染症予防指針の改正の概要（案）
- 資料1-2 性感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する告示案（新旧対照表）
- 資料2-1 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」の主な改正概要
- 資料2-2 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件
- 資料2-3 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針見直し検討会報告書（概要）
- 資料2-4 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針見直し検討会報告書
- 資料2-5 新指針を踏まえた施策の重点化～予防、医療体制の再構築～
- 資料2-6 「エイズ予防指針見直し」に係る審議経過について
- 資料3-1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）
- 資料3-2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（抄）
- 資料3-3 感染症届出基準イメージ

性感染症に関する特定感染症予防指針の改正の概要（案）

1. 性感染症の予防を支援する環境づくりの推進

- (1) 性感染症の感染の可能性がある者への普及啓発及び性感染症の予防を支援する環境づくりが重要である。
- (2) 国及び都道府県等は、性感染症の罹患率を減少傾向へ導くための施策の目標を設定し、検査や医療を受けやすい環境づくりを進めていく。
- (3) 普及啓発は、各個人の行動が性感染症に罹患する危険性の低いもの又は無いものに変化させる行動変容の促進を意図して行うものである。
- (4) 若年層の健全育成のための普及啓発を実施するとともに、その実施に当たっては、対象者の発達段階、性感染症に対する理解力、地域の特性等の実情に応じて、普及啓発の内容や方法に配慮する。

2. 発生動向調査の強化

- (1) 性感染症を経時的に監視し、疫学的に性感染症に罹患している者の数を推計すること等を目的として、その発生動向を慎重に把握していく。
- (2) 国は、定点把握の性感染症の発生動向が的確に反映できるよう、発生動向調査の結果を踏まえた指定届出機関の指定の基準の策定に努める。
- (3) 都道府県は、性別ごとの性感染症の発生動向が把握でき、かつ、関係機関、関係団体等と連携し、地域における均質性及び代表性が確保されるように留意して、指定届出機関を指定する。

3. 検査の推奨と検査機会の提供

- (1) 都道府県等は、性感染症に感染している可能性のある者に対し、検査の受診を推奨することが必要である。その際には、検査の趣旨及び内容を十分理解した上で受診し、必要に応じて医療に結び付けることができる体制を整えることが重要である。
- (2) 性器クラミジア感染症及び淋菌感染症は病原体検査を基本とする。
- (3) 都道府県等は、性感染症に対する普及啓発のための各種行事の活用、検体の送付による検査の試行など、個人情報保護に留意しつつ、様々な検査の機会を活用していくことも重要である。
- (4) 都道府県等は、検査の結果、受診者の感染が判明した場合には、当該受診者及び性的接触の相手方に対し、当該性感染症のまん延防止に必要な事項について十分説明する。
- (5) 都道府県等は、性感染症に係る検査の前後において、当該性感染症に関する意見交換及び情報収集を円滑に推進するとともに、そのまん延の防止を図るため、相談及び指導に携わる人材の養成及び確保に努める。

4. 研究開発の推進

- (1) 検査や治療等に関する研究開発の推進
 - ・ 迅速かつ的確に結果が判明する検査等の開発 等
- (2) 発生動向等に関する疫学研究の推進
 - ・ 性感染症の無症状病原体保有者の推移に関する研究
 - ・ 地域を限定した性感染症の全数調査
 - ・ エイズの発生動向との比較研究
 - ・ 発生動向の分析を行うための追加調査
 - ・ 指定届出機関の選定の在り方に関する研究 等
- (3) 社会面と医学面における性の行動様式等に関する研究
 - ・ 若年者の性感染症を早期に発見し、治療に結び付けるための試行的研究
 - ・ 性感染症予防策のまん延防止効果に関する研究 等

5. 対象者の実情に応じた対策の推進

- (1) 予防対策を講ずるに当たっては、心理的及び社会的な背景に配慮する。
- (2) 教育関係機関等とは、性感染症の予防のため教育の目的の共有に努め、十分に連携する。
- (3) 男性の性感染症として最も頻度の高い性器クラミジア感染症は、初期に症状を呈することが少ないため、そのまん延の防止に向けた啓発が必要である。
- (4) コンドームの使用について、性感染症の予防のために確実に使用することを男女とも認識するような啓発を行うべきである。

6. その他

- (1) コンドームは避妊の効果のみならず、性感染症の原因となる直接接触を妨げる物理的障壁として、性感染症の予防に対する確実かつ基本的な効果を有する。
- (2) 性的接触の相手の数が多い者にコンドームが使用されていない実態があり、性感染症の予防としての使用方法が誤解されている傾向にあるため、男性にはその適切な使用を促すべきである。
- (3) 産婦人科、泌尿器科等の医療機関とも連携し、性感染症に係る受診の機会を捉え、コンドームの使用による性感染症の予防について啓発していく必要がある。
- (4) 本指針については、性感染症の発生動向、性感染症の検査、治療等に関する科学的知見、本指針の進ちょく状況の評価等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していく。
- (5) 本指針を有効に機能させるためには、本指針に掲げた取組の進捗状況について、定期的に把握し、専門家等の意見を聴きながら評価を行う。

【施行期日】 公布日（9月目途）